

第68号議案

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例（平成17年島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の規定は、平成25年度分の島根県国民健康保険調整交付金から適用する。